

返戻金制度

株式会社 Unitas(ユニタス)

代表取締役 細川晃男

有料職業紹介事業：13-ユ-314530

株式会社 Unitas の人材紹介契約書における【第7条】において、以下のように規定。
但し、顧客との折衝に応じて、柔軟に対応しているため、この限りではない

第7条（紹介手数料の返還）

内定者が、就業開始後、退職または解雇された場合、乙は紹介手数料を退職までの期間に応じ以下のとおり返還する。なお、乙は甲に対し、退社日または退社が発覚した日のうちいずれか遅い日が属する月の翌月末日までに当該紹介手数料を返還する。なお、返還金に関わる振込手数料は乙が負担するものとする。

- ・入社日から1ヶ月以内の退社等の場合、紹介手数料の80％に相当する金額
- ・1ヶ月を超え3ヶ月以内の退社等の場合、紹介手数料の50％に相当する金額
- ・3ヶ月を超え6ヶ月以内の退社等の場合、紹介手数料の20％に相当する金額

以上